



2026年

またびや 通信 7月

■ 夏期講習期間は7月21日(火)から

平常授業で学校準拠カリキュラムを採用している小中学生のクラスも、夏期講習は本物の実力をつける期間です。今までの復習から新単元の予習も兼ねて、夏期講習でしかできないことをやっていきます。小5・小6古河中等受検コースは、きたるべき適性検査へおけた実力練成が目的です。中3は夏期講習で受験に必要な知識や解く技術を一度完成させます。9月以降は夏期講習で教わったことを訓練していく期間だと考えてください。中3生以外は「10日間」、中3生は「20日間」の夏期講習です。詳しい内容や時間割は、後日配布する夏期講習のパンフレットでご確認ください。

個別指導の夏期講習は、1教科から1コマ単位で受講できます。たとえば「仮定法をしっかり身につける」「三角関数を基礎から学ぶ」というような苦手教科・苦手部分だけの履修も可能です。この夏休みを、ぜひ弱点克服に活用しましょう。各教室から今後配布される「夏の集中授業計画」に必要事項を記入し、締切日までにご提出ください。

7月	行事など
20日	中3ガイダンス。中3以外休講。
21日	夏期講習初日。

お知らせ



- 今月は7月分のお月謝をお支払いください。夏期講習費は8月分になります。
- 7月20日(月)は中3ガイダンスを実施するため、中3生以外は休塾になります。

I期 7月21日～7月25日 II期 7月27日～7月31日

Ⅲ期 8月3日～7日 IV期 8月17日～8月21日

※中3生は、上記すべてが通塾日です。中3生以外は、いずれかの期で10日間の夏期講習になります。後日お配りする夏期講習パンフレットで詳しい日程・内容をご確認ください。

■ 個別家庭通信を発行します

個別を受講されている方に家庭通信を7月中旬に発行いたします。毎月の授業内容や日程、今後の授業方針なども載せて完全1対1の個別ならではの診断結果をご家庭にお送りします。ぜひご一読ください。なお、内容を充実させるため3か月以上ご受講なさっている方に送らせていただいております。

■ 中3ガイダンスは、7月20日(月)

中3ガイダンスは、受験勉強のやり方や志望校の選び方など、受験期に必要なことを説明するものです。毎年、まなびやの中3生はこの日から目の色が変わってきます。受験を自分自身のこととして意識していくからです。この日を境に本気の学習を始めていきましょう。時間帯については各教室からご案内いたします。なお、7月20日は、中3以外の学年は休講になります。

TOPICS TOPICS TOPICS TOPICS TOPICS TOPICS TOPICS

茨城県立高入試が2027年度(令和9年度)から変更になります

茨城県立入試
第2希望出願が可能に!
2027年度入試から



これまで(～2026年度入試)

出願 **1校のみ**

不合格だった場合

2次募集に出願
(定員に満たない学校のみ)

2027年度入試から

出願 **第1希望 + 第2希望**

第1希望 第2希望

不合格だった場合

第2希望の学校で選考!

※第2希望の学校の定員に達している場合は不合格となります。

すべての受験生が志願先変更

志願先変更

第2希望に出願できる高校は、
志願先変更後に欠員が出た高校のみ
(定員に達している高校は対象外です)

欠員が出た高校が対象に!

さらに! **2次募集は廃止**されます

すべての受験生が、1回の入試で進路を決定する流れになります。

2次募集

自分に合った学校を**しっかり選べる**制度に! ✨

※制度の詳細は、茨城県教育委員会の発表・募集要項をご確認ください。

2027年度(令和9年度※現中3)の茨城県立高入試から、第2希望を出願することが可能になります。つまり、県立を2校受験することができるということです。

第2希望として選べるのは、志願先変更後に定員を満たしていない「欠員校」のみです。例えば、古河市内で考えた場合、2026年度の入試では全校定員を満たしていなかったため、すべての高校が「欠員校」です。

この制度では、第1希望を下妻一にして、第2希望を古河三とすることや第1希望を古河一(普)で第2希望を境にすることなどが可能になります。なお、合格発表は第1希望と同じ日に実施されます。

ただし、詳細はまだ公表されていません。7月中旬以降に詳細が公表される予定です。

今後の発表で特に注目すべきなのは、「第2希望を出した場合、第2希望者のみ

で合否を判定するのか、それとも第1希望者と合わせて判定するのか」という点です。例えば、2026年度の古河三は、定員240名に対して受検者が234名でした。そのため欠員校となり、第2希望として出願することができます。仮に下妻一を第1希望として受検し、不合格となった場合は、第2希望の古河三で合否判定を受けることとなります。このとき、どのような方法で判定されるのかによって、第1希望者と第2希望者の有利・不利が大きく変わります。古河三を第1希望とした受検者は234名いるため、定員との差である6名分の枠を第2希望者が争う形になる可能性があります。もし第1希望者と第2希望者を合わせて成績順に合否判定を行うのであれば、第2希望を出すメリットは大きいといえるでしょう。一方、第2希望者のみで合否判定を行うのであれば、募集枠が非常に限られるため、第2希望者にとってはかなり厳しい条件となります。この点は、制度を理解するうえで重要なポイントの一つです。